平成２８年（再イ）第１８号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原1410番地
１　フィネス徳島102
再生債務者　井上　泰史
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年10月６日まで
平成28年９月８日　　徳島地方裁判所民事部
平成２８年（再イ）第９号
新潟市西区立仏77番地４
再生債務者　渡邊　優大
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月30日まで
平成28年９月９日　　新潟地方裁判所民事部
平成２８年（再イ）第３２号
兵庫県西宮市名塩さくら台４丁目９番地５
再生債務者　中森　康之
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月30日まで
平成28年９月９日　神戸地方裁判所尼崎支部
平成２８年（再ロ）第３号
兵庫県姫路市大津区平松９番地９
再生債務者　藤森　基史
1　決議に付する再生計画案　平成28年９月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年10月７日まで
平成28年９月９日　神戸地方裁判所姫路支部
平成２８年（再イ）第１８号
岡山県高梁市上谷町4433番地５
再生債務者　山川　隆章
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月30日まで
平成28年９月９日
岡山地方裁判所第３民事部
平成２８年（再イ）第４号
福岡県直方市古町17番18―506号
再生債務者　高橋　秀信
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月30日まで
平成28年９月９日　福岡地方裁判所直方支部
平成２８年（再イ）第６号
福岡県宮若市宮田276番地91
再生債務者　木我　誠司
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年９月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年９月30日まで
平成28年９月９日　福岡地方裁判所直方支部
平成２８年（再イ）第３号
鹿児島県肝属郡東串良町池之原2637番地16
再生債務者　竹下晃太郎
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年10月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年10月６日まで
平成28年９月８日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係
平成２８年（再イ）第１号
鹿児島県鹿屋市田淵町875番地２
再生債務者　横山　博樹
1　決議に付する再生計画案　平成28年８月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年10月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年10月７日まで
平成28年９月９日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２８年（再イ）第１８号
神奈川県横須賀市久村671番地　サニーサイド203
再生債務者　鈴木　洋司
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成28年９月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。
平成28年９月９日
横浜地方裁判所横須賀支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２５年（再イ）第２１号
名古屋市瑞穂区大喜町２丁目29番地　リヴェール瑞穂103号
再生債務者　佐藤　浩崇
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成25年６月３日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年９月８日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２６年（再イ）第１１号
滋賀県大津市湖城が丘17番11号ブライトンステージＡ102、認可決定時の住所兵庫県芦屋市東芦屋町23番18号　堀田方
再生債務者　博方堂こと　大庭　孝夫
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成26年６月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年９月８日　神戸地方裁判所尼崎支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第９６号
千葉県市川市南行徳２丁目22番10―101号（サンライズ・ヴァレイ）
再生債務者　小室　弘美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年９月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１００３１号
東京都北区東十条４―13―８―301
再生債務者　多留見　大
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年10月６日まで
4　一般異議申述期間　平成28年10月20日から平成28年11月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第８号
千葉県市原市青柳31番地
再生債務者　根本　敏行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年８月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年９月23日まで
平成28年９月８日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２７年（再ロ）第１１号
埼玉県朝霞市幸町１丁目８番33号
再生債務者　中川　哲男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年８月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年９月29日まで
平成28年９月８日
さいたま地方裁判所第３民事部
平成２８年（再ロ）第１号
新潟県長岡市寺泊竹森1112番地
再生債務者　小林　勝宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年９月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年９月30日まで
平成28年９月９日
新潟地方裁判所長岡支部再生係